

伊万里市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する
条例をここに公布する。

令和5年3月23日

伊万里市長 深 浦 弘 信

伊万里市条例第 4 号

伊万里市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部
を改正する条例

伊万里市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成 27 年条例
第 27 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 に次のように加える。

22 市長	生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）に準じて行う生活 に困窮する外国人に対する保護に関する事務
-------	---

別表第 2 に次のように加える。

23 市長	生活保護法に準じて行う生活に困窮する外国人に対する保護に関する事務	地方税関係情報であって規則で定めるもの
		医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの
		生活保護関係情報であって規則で定めるもの
		児童扶養手当関係情報であって規則で定めるもの
		障害者自立支援給付関係情報であって規則で定めるもの
		介護保険給付等関係情報であって規則で定めるもの

附 則

この条例は、公布の日から施行する。